

シヨンの連携により、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける者（以下この号において「利用者」という。）に対して、二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、人居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

十六 夜間対応型訪問介護の施設基準

イ 夜間対応型訪問介護費Ⅰを算定すべき指定通所介護の施設基準

オペレーションセンター（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第〇号。以下「指定地域密着型サービス基準」をいう。）第五条第一項に規定するオペレーションセンターをいう。以下同じ。）を設置していること。

ロ 夜間対応型訪問介護費Ⅱを算定すべき指定通所介護の施設基準

オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置している事業所が、夜間対応型訪問介護費Ⅰに代えて夜間対応型訪問介護費Ⅱを算定することができる。

十七 認知症対応型通所介護の施設基準

イ 認知症対応型通所介護費ⅰを算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める単独型指定認知症対応型通所介護を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

と。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 認知症対応型通所介護費ⅱを算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める併設型指定認知症対応型通所介護を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ハ 認知症対応型通所介護費ⅲを算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める共用型指定認知症対応型通所介護を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

十八 認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ 認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

指定地域密着型サービス基準第九十条に定める介護従業者の員数を置いていること。

ロ 短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介

護の施設基準

- (1) 指定地域密着型サービス基準第九十条に定める介護従業者の員数を置いていること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が初めて指定を受けた日から起算して三年以上の期間が経過していること。
- (3) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、その共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は二名とすること。
- (4) 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。
- (5) 短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する介護従業者が確保されていること。

十九 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

- イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの契約により、看護師を一名以上確保していること。
- ロ 看護師による二十四時間連絡体制を確保していること。
- ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

二十 地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係

る施設基準

第十五号の規定を準用する。

二十一 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

ロ (1) a に規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

イ 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第百六十九条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員

数の基準並びに通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当しないこと。

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a) ロ(1) a に規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b) 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

c) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当しないこと。

ロ) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(ii) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a) 平成十八年三月三十一日前に法第八十六条第一項に規定する指定介護老人福祉施設の指定を受けた人所定員が二十六人以上二十

九人以下である指定地域密着型介護福祉施設であつて、介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第十條第三項の規定に基づき、法第八條第二十項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に係る法第四十二條の二第一項本文の指定を受けたものとみなされたものであること。

b) 介護職員又は看護職員の数である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

c) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当しないこと。

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a) ロ(1) a に規定する施設基準に該当するものであること。

b) 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

d 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の数の基準並びに通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当しないこと。

ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a 旧(1) a及びbに規定する施設基準に該当するものであること。

b 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当しないこと。

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a 旧(1) a及びbに規定する施設基準に該当するものであること。

b 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当しないこと。

二十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る

別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定地域密着型サービス基準第五十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない居室(指定地域密着型サービス基準第三十二条に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ロ 地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅱ、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅱ又は旧措置入所者経過の介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室(定員が一人以上のものに限る。)(入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第五十九条に規定する居室をいう。以下ニにおいて同じ。)(指定地域密着型サービス基準第四十条第一項第一号イ(3) i (指定居室サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)(の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅱ、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅱ又はユニット型旧措置入所者

経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(i)(指定居室サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

二十三 指定地域密着型介護福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

二十四 指定地域密着型介護福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。

ホ 看取りのための個室を確保していること。

二十五 指定地域密着型介護福祉施設における準ユニットケア加算に係る

施設基準

イ 十二人を標準とする単位(以下この号において「ユニット」という。)において、指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護を行って

ル 入所者のプライバシーの確保に配慮した居室を整備するとともに、ユニットごとに利用できる共同生活室(利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)を設けていること。

ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。

(1) 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜において、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

二十六 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

二十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十一人以上であること。

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部

十二 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部

- ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の利用、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分（指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設基準第二第三条に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、人前者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第十一号ロに規定する基準に該当しないこと。
- ロ 小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
- (1) 入居定員が三十人であること。
- (2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。
- ハ ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
- (1) 入居定員が三十一人以上であること。

- ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の利用、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分（指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設基準第二第三条に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、人前者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号ロに規定する基準に該当しないこと。
- ロ 小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
- (1) 入所定員が二十六人以上三十人以下であること。
- (2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。
- ハ ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
- (1) 入居定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。

- (2) 介護職員又は看護職員の数（当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が二又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第十一号ハに規定する基準に該当しないこと。
- ニ ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
- (1) 入居定員が三十人であること。
- (2) ハ(2)及び(3)に該当するものであること。
- 二十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
- イ 介護福祉施設サービス費(1)、小規模介護福祉施設サービス費(1)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
- ユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設基準第三十一条第一号に規定する居室をいう。以下ロにおいて同じ。）（定員が一人のものに限る。）の人前者に対して行わ

- (2) 介護職員又は看護職員の数（当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が二又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号ハに規定する基準に該当しないこと。
- ニ ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
- (1) 入居定員が二十六人以上三十人以下であること。
- (2) ハ(2)及び(3)に該当するものであること。
- 十三 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
- イ 介護福祉施設サービス費(1)、小規模介護福祉施設サービス費(1)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
- ユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設基準第三十一条第一号に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の人前者に対

れるものであること。

ロ 介護福祉施設サービス費Ⅱ、小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ、旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱを算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅰ、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅰ又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅰを算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに規定する居室をいう。以下ニにおいて同じ。）（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること

ニ ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅱ、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱを算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

して行われるものであること。

ロ 介護福祉施設サービス費Ⅱ、小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ、旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱを算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅰ、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅰ又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅰを算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに規定する居室をいう。以下ニにおいて同じ。）（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること

ニ ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅱ、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱを算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること

二十九 指定介護福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
第六号の規定を準用する。

三十 指定介護福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

第二十四号の規定を準用する。

三十一 指定介護福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準
第二十五号の規定を準用する。

三十二 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
第二十六号の規定を準用する。

三十三 介護保健施設サービスの施設基準
イ 介護保健施設サービス又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

α 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること

十五 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

α 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設

のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法(介護老人保健施設基準第二条第一項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号ロに規定する基準に該当しないこと。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

イ 看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当しないこと。

ロ 小規模介護保健施設サービス費又はユニット型小規模介護保健施設を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

イ(1) a及びbに該当するものであること。
b ユニット型小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(2) ユニット型小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

a 介護老人保健施設基準第四十一条に規定するユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設であること。

b イ(2) a及びbに該当するものであること。

三十四 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護保健施設サービス費(1)又は小規模介護保健施設サービス費(1)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ロ ユニット(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ロ 介護保健施設サービス費(2)又は小規模介護保健施設サービス費(2)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットの属さない療養室(定員が二人以上のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法(介護老人保健施設基準第二条第一項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号ロに規定する基準に該当しないこと。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

イ 看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号ハに規定する基準に該当しないこと。

十七 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護保健施設サービス費(1)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ロ ユニット(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ロ 介護保健施設サービス費(2)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットの属さない療養室(定員が二人以上のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護保健施設サービス費(1)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)又はユニット型小規模介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イに規定する療養室をいう。以下ニにおいて同じ。) (介護老人保健施設基準第四十一条第一項第一号イ(3)(i) (指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)又はユニット型小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(i) (指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

三十五 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

三十六 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴

覚士が適切に配置されていること。

ロ リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

三十七 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する指定介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第九号の規定を準用する。

三十八 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八〇平方メートル以下であること。

三十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。
ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号ロ(3)」と読み替えるものとする。

ハ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る施設基準

第八号トの規定を準用する。

ユニットに属する療養室(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イに規定する療養室をいう。以下ニにおいて同じ。) (介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i) (指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(i) (指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

十六 特に問題行動の著しい認知症である老人に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第六号の規定を準用する。

十八 平成十七年十月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八〇平方メートル以下であること。

十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る施設基準

第六号ハの規定を準用する。この場合において、同号ハ(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。
ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る施設基準

第六号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第九号ロ(3)」と読み替えるものとする。

ハ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る施設基準

第六号トの規定を準用する。

ニ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号子の規定を準用する。

ホ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号又の規定を準用する。この場合において、同号又(1)又は(2)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ヘ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号又の規定を準用する。この場合において、同号又(1)又は(2)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十 介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

四十一 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十一号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「指定居室サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第二条」と読み替えるものとする。

四十二 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床療養環境減算の

ニ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号への規定を準用する。

ホ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号トの規定を準用する。この場合において、同号ト(1)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ヘ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号チの規定を準用する。この場合において、同号ヘ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第九号イ(3)」と読み替えるものとする。

二十 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第八号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「指定居室サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第二条」と読み替えるものとする。

二十一 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床療養環境減算の

施設基準

第十二号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居室サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第四条」と読み替えるものとする。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(1)の療養型介護療養施設サービス費(1)、療養型介護療養施設サービス費(2)の療養型介護療養施設サービス費(1)、療養型介護療養施設サービス費(3)の療養型介護療養施設サービス費(1)、診療所型介護療養施設サービス費(1)の診療所型介護療養施設サービス費(1)、診療所型介護療養施設サービス費(2)の診療所型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(2)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(3)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(4)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(5)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(6)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。）（定員が一人

施設基準

第九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居室サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第四条」と読み替えるものとする。

二十二 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(1)の療養型介護療養施設サービス費(1)、療養型介護療養施設サービス費(2)の療養型介護療養施設サービス費(1)、療養型介護療養施設サービス費(3)の療養型介護療養施設サービス費(1)、診療所型介護療養施設サービス費(1)の診療所型介護療養施設サービス費(1)、診療所型介護療養施設サービス費(2)の診療所型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(2)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(3)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(4)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(5)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(6)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。）（定員が一人

のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

- ロ 療養型介護療養施設サービス費(イ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(イ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(イ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない病室(定員が二人以上のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

- ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費(イ)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(イ)、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第

のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

- ロ 療養型介護療養施設サービス費(イ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(イ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(イ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない病室(定員が二人以上のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

- ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費(イ)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(イ)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(イ)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第

二項第一号イに規定する病室をいう。以下ニにおいて同じ。)(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居室サービス基準改正省令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を満たすものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

- ニ ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居室サービス基準改正省令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を満たすものを除く。)の入院患者に対して行われるものであること。

四十四 平成十八年四月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設の

二項第一号イに規定する病室をいう。以下ニにおいて同じ。)(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居室サービス基準改正省令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を満たすものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

- ニ ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居室サービス基準改正省令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を満たすものを除く。)の入院患者に対して行われるものであること。

四十三 平成十七年十月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設の

病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ロ 認知症病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

四十五 指定介護予防通所介護の施設基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）（第〇条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いてのこと。

四十六 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第四号の規定を準用する。

四十七 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第五号の規定を準用する。

四十八 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

四十九 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

五十 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ロ 認知症病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

第七号の規定を準用する。

五十一 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

五十二 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十号の規定を準用する。

五十三 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第十一号の規定を準用する。

五十四 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十二号の規定を準用する。

五十五 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第十七号の規定を準用する。

五十六 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第十八号の規定を準用する。